

第21回 総合防災訓練

日 時

9月8日(土)
8時30分～12時

場 所

町制施行記念公園

対象地区

丸山、下郷、綾瀬東、
綾瀬南、綾瀬北、栄南、
栄中央、栄北

9月1日は『防災の日』 8月30日から9月5日は『防災週間』

自ら守る地域の安全
備えあれば憂いなし



新潟県中越沖地震 ～皆様の善意の手を～



7月16日に発生した『新潟県中越沖地震』により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

町では、翌日の17日に新潟県柏崎市に水や毛布などの支援物資を直送しました。

また、募金箱を「役場福祉課窓口」、「総合センター」および「ゆめくる」に設置し、救援募金の受付を開始いたしました。

皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

携帯メールで 災害情報を

～埼玉県防災情報メール～

県では、携帯電話等に、防災に関する情報をメールでお知らせしています。

配信する情報

気象注意報・警報 震度情報
避難勧告等 避難所開設情報
危機管理情報

登録方法

携帯電話やパソコンから、
saitamaken@jijo.bosai.infoに空メールを送り、
届いたURLにアクセスすると登録できます。

バーコードリーダー機能付きの携帯電話は、下のバーコードをご利用ください。

詳しくは、県危機管理防災部消防防災課

☎830 3180へ
お問い合わせください。





8月1日は「水の日」

8月1日～7日は

「水の週間」です

水は、私たちが健康で明るく快適な生活を営むうえで、欠かせない大切な資源です。限りある資源である水を、上手に活用するため、節水を心がけましょう。

- ・水は出っぱなしにしない
- ・食器洗い・歯磨き・洗面時に水を出っぱなしにしない。
- ・使える水は再利用
- ・風呂の残り湯を洗濯やガーデニングに再利用。

いつでもできる

漏水確認

宅地内の漏水は、思わぬ出費につながります。しかし、水道管は、地面の中に埋設されているため、自分ではわからないかと思ってしまうかもしれません。ご家庭の水道が漏水してい

るかどうかは、メーターを確認することで、どなたにでも簡単にわかります。

確認方法

ご家庭の蛇口を全部閉める。水道メーターのふたを開け、パイロットの動きを見る。
*パイロットが回転している場合は、漏水しています。すぐに、町指定給水装置工事業業者に修理を依頼してください。

お願い

・転居などで水道の使用を開始、または休止するときは、7日前までに水道課業務係へ連絡をしてください。
・メーターの近くには、犬をつないだり、物等を置かないようにお願いします。



パイロットの確認を

検定満期の水道メーターの取替えにご協力を

町では毎年、検定有効期間8年を迎える水道メーターの

取替え(計量法に基づく)を行っています。

該当するご家庭には、お知らせを郵送しますのでご協力をお願いします。



メーター交換のようす

*メーターの取替え工事は、町が委託した町管工事業協同組合の係員が行います。

費用・無料

取替え時期：検針月が偶数の地域は9月、奇数の地域は10月に実施を予定

悪質な訪問販売に

ご注意ください！

水道課・水道業者の名をかたつた訪問販売に関する相談

が、住民の方から報告されています。

次の点に注意しましょう

水道課職員は身分証明書を携行しています。不審に思った場合は、身分証明書の提示を求めてください。

集合住宅では、水道管の点検などは事前に管理会社などから連絡があります。業者が突然訪問した場合には、管理会社などに確認のうえ、対応しましょう。

水道課では、左記の勧誘・あつせんは一切行っておりません。

個人給水管の汚れの調査・清掃

浄水器、活水器等の取付け

不審に思った場合は、水道課 721 5555へお問い合わせください。

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までに忘れなく

納付期限 **8月31日**

町県民税	2期
国民健康保険税	2期
介護保険料	2期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課内 2 1 4 3

～家を新築、増築された方へ～

家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。



該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。

町職員を装う業者もありませんのでご注意ください。不審に思った場合は、役場税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課固定資産税係内 2 1 5 4